

いわき市で歯科技工士を営む申立人について、放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により買い換えた歯科技工用の機械等の取得費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	新規資産取得費用 (但し、別紙記載の営業用資産にかかる損害に限る。)
------	---------------------------------------

### 2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、金180万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月11日

(別紙省略)

(仲介委員 竹原虎之助)